平成２７年（フ）第７９号
北海道岩見沢市美園３条８丁目１番３号　村田マンション201
債務者　赤沼　和浩
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１２５３号
埼玉県久喜市久喜東２丁目31番22号、住民票上の住所埼玉県日高市大字女影1688番地11
債務者　鳥塚　綾子（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５７号
埼玉県川口市飯原町３番34号　ちどり荘201号、旧住所埼玉県川口市川口２丁目12番３号第５丸三マンション202号
債務者　新田　博章
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８７号
埼玉県川口市中青木４丁目４番２号
債務者　大島　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９０号
埼玉県朝霞市本町２丁目３番33―307号
債務者　平川　清美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０９号
埼玉県上尾市仲町２丁目９番８号　メゾン・ド・トキワ103、旧住所埼玉県上尾市五番町５番地３
債務者　岸　　英治
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―512号
債務者　若林　安江
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５１号
さいたま市桜区田島10丁目２番11―801号
債務者　石塚真由美（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
川崎市高津区下作延５丁目16番18―603号　ジュールミエール、前住所大阪府東大阪市玉串町東１丁目４番41号
債務者　小越江里子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
新潟県長岡市西津町1986番地11　タウンハウス恵子100号室
債務者　畔上　悠太
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６１１号
名古屋市中区新栄３丁目35番２号　市営新栄荘１棟1006号
債務者　坂下　真純
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３７号
名古屋市中村区長筬町７丁目44番地　豊公荘２階と号
債務者　新美　好子
法定代理人成年後見人　舟橋　民江
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７号
山口県下関市豊北町大字粟野4863番地
債務者　頼岡　丈晴
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
熊本市西区田崎３丁目１番57号　坂井アパートＡ棟102
債務者　吉川　　厚
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４３号
熊本市北区麻生田２丁目２番21号　桂ハイツ102号
債務者　平野つぎ枝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
鹿児島県霧島市隼人町内1215番地１　木之房団地２―402
債務者　植木　義博
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係